

弁護士法人苗村法律事務所主催ウェビナー

営業秘密と限定提供データ保護

令和6年4月施行の不競法の改正を踏まえて

営業秘密を不正取得する事案、または開示された時点ではその秘密の閲覧が適法であったとしても、その後、これを不正に国内外で開示したとの事件が様々起こっています。侵害された企業が、これに対応すべく訴訟を起こしても、判決で認められた賠償額は低く、訴訟を起こす意味を問われるような事件も、残念ながら私が担当させていただいた事件でもありました。また、営業秘密の海外への持ち出しの事件も相応数起こっています。これを受けて、侵害（使用）の推定規定の拡充や、損害推定の規定の強化が図られ、本年4月から施行されています。またいわゆる限定提供データの保護も拡充され、企業としては、これらの保護を活用して、積極的に侵害に対して対処していく必要があります。ただ、営業秘密の問題は、持ち出したのが従業員である場合には、従前所属していた企業及び新たに雇用する企業においても労働問題としての難しい側面を持っています。そこで、営業秘密及び限定提供データ保護について、今般の改正法の内容をまとめて、皆様にご提供させていただくのが、本ウェビナーの狙いです。また、逆に営業秘密や限定提供データが自社に持ち込まれてしまったら、どうしたらよいかもお伝えしたいところです。どうぞお気軽にご参加ください。

【日時】 令和6年5月17日（金）午後3時00分～午後4時30分

【形式】 Zoomによるウェビナー

皆様のお顔や音声映し出されることはありません。質問はチャット又はQ&A機能でお受けしますこと、ご了承ください。

【講師】 弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子

弁護士法人苗村法律事務所 所長

1983年大阪大学卒業、1996年シカゴ大学L.L.M修了

国際案件を中心に、倒産事件から知財事件まで多方面の企業法務に対応している。9万枚の設計図の不正取得事件で5億円を超える賠償金を得る勝訴事件、エディオン対上新の事件でも差止めに加え賠償請求についても一部勝訴を勝ち取っている。

弁護士 倉本 武任

2012年中央大学法科大学院修了

企業間訴訟の他、企業内の不祥事対応等、企業の倒産案件から金融法務に亘るまで経験し、幅広く企業法務に対応している。

企業コンプライアンスやリスク管理に関する案件を多数担当。

【対象】 企業の法務、総務、労務ご担当者様

【参加費】 無料

【申込方法】 次頁の参加申込書に必要事項をご記入の上Eメールにてお申込ください。

「営業秘密・限定提供データセミナー」参加申込書

下記にご記入またはご入力の上、以下のEメールアドレスに、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメールでお申し込みください。後日Eメールで参加用WEBリンクをお送り致します。

e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名			
住所	〒		
電話番号			FAX番号
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mailアドレス

お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング7階
TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131